

<以下、仮訳であり、ご使用に当たっては原文をご確認下さい>

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202305/t20230516_1030091.html

- 名 称 : 生态环境行政处罚办法
- 索引号 : 000014672/2023-00128 分 类 : 其他生态环境管理业务信息
- 发布机关 : 生态环境部 生成日期 : 2023-05-16
- 文 号 : 部令 第 30 号 主 题 词 :

生態環境行政処罰弁法

《生態環境行政処罰弁法》は、2023 年 4 月 13 日に生态环境部 2023 年第 1 次部内会議審査を通過し、此処に公布し、自 2023 年 7 月 1 日から施行する。

部长 黄润秋
2023 年 5 月 8 日

生態環境行政処罰弁法

第 1 章 总 则

第 1 条 (目的)

生態環境行政処罰の実施を標準化し、生態環境主管部門による法律に従った行政処罰の執行を監督・保障し、公共の利益と社会秩序を守り、国民・法人・其の他組織の正当な権利・利益を保護する為、《中華人民共和国行政処罰法》《中華人民共和国行政強制法》《中華人民共和国環境保護法》等の法律及び行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 (処罰実施の根拠法規)

国民・法人・其の他組織が生態環境保護に関する法律・法規・規定に違反し、行政処罰を与えなければならない場合、《中華人民共和国行政処罰法》及び本弁法の規定に基づいて実施する。

第 3 条 (教育と処罰)

生態環境に関する行政処罰を行い、違法行為を是正する場合、教育と処罰の組合せ及び行政サービスと管理の組合せを堅持し、国民・法人・其の他組織が法律遵守を自覚するよう指導・教育しなければならない。

第 4 条 (知り得た秘密の保持)

生態環境に関する行政処罰の実施は、法律に従って国民・法人・其の他組織の正当な権利と利益を保護しなければならない。行政処罰の実施中に知り得た国家秘密・商業秘密・個人のプライバシーに対して、法律に従って秘密を保持しなければならない。

第 5 条（公正・公開の原則）

生態環境に関する行政処罰は、公正・公開の原則を遵守する。

第 6 条（法執行者の解任）

下記項目の一つに当てはまる場合、法執行者は自らの解任を申請しなければならない、関係当事者も解任を申請する権利を有する。

- (1) 本件の当事者又は当事者の近親者である場合；
- (2) 本人（法執行者）又は近親者が本件に直接の利害関係を有する場合；
- (3) 本件とその他の関係が、公正な法執行に影響を与える可能性がある場合；
- (4) 法律・法規・規則等に規定されているその他の回避すべき状況の場合；

解任申請の場合、理由を説明しなければならない。生態環境主管部門は、解任申請に対して速やかに決定を下し且つ申請者に通知しなければならない。生態環境主管部門の主要責任者の解任の場合、部門責任者の集団協議により決定する；生態環境主管部門のその他責任者の解任の場合、当該部門の主要責任者が決定する；その他の法執行者の解任の場合、当該部門の責任者が決定する。

第 7 条（重複処罰の禁止）

当事者による同一違法行為に対して、2 回以上の罰金を課す行政処罰を与えてはならない。同一の違法行為が複数の法律・規則に違反し、罰金の処罰を与えなければならない場合、罰金の金額が高い規定に従って処罰する。

行政処罰を実施する場合、違法行為が発生した当時の法律・法規・規定を適用する。但し、行政処罰の決定を行った時に、法令・法規・規定が既に改訂・廃止されており、且つ新たな規定による処罰がより軽い又は違法と認識されない場合、新たな規定を適用する。

第 8 条（行政処罰の分類）

法律・行政法規に基づき、生態環境に関する行政処罰は以下の様に分類される：

- (1) 警告、非難通告；
- (2) 罰金、違法所得の没収、不法財物の没収；
- (3) 許可証の一時停止、資格等級の引き下げ、許可証の取消し、一定期間内に於ける行政許可申請の停止；
- (4) 生産及び事業活動の展開制限、是正の為の生産停止命令、生産及び事業の停止命令、閉鎖命令、就業制限、就業禁止；
- (5) 期限内に於ける排除命令；
- (6) 行政拘留；
- (7) 法律・行政法規が規定するその他行政処罰類；

第 9 条（処罰実施前の是正命令）

生態環境主管部門が行政処罰を実施する場合、関係者に対し是正を命ずるか又は期限内に違法行為を是正するよう命令しなければならない。違法行為の是正を命じる決定は、単独で通達するか、又は行政処罰と共に通達することができる。是正命令又は期限付き是正命令には、行政処罰手続の規定は適用しない。

第 10 条（法執行者の資格）

生態環境に関する行政処罰は、行政執行の法資格を有する法執行者によって実施されなければならない。法律に別段の規定がない限り、法執行者は少なくとも 2 人配置する。

第 2 章 実施主体及び管轄権

第 11 条（職務権限内での処罰）

生態環境主管部門は法で定められている職権の範囲内で、生態環境に関する行政処罰を執行する。法律・法規制により権限を与えられた生態環境保護総合行政の法執行機関等の組織は、法で定められた権限の範囲内で、生態環境に関する行政処罰を執行する。

第 12 条（処罰執行の委託）

生態環境主管部門は、法で定められた権限の範囲内に於いて、《中華人民共和国行政処罰法》第 21 条に規定されている条件を満たす組織に、行政処罰の執行を書面で委任することができる。委託された組織は、《中華人民共和国行政処罰法》及び本弁法の関連規定に従って行政処罰を執行しなければならない。

第 13 条（違法行為場所による処罰権限）

生態環境行政処罰は、違法行為が行われた場所を所管する行政処罰権限を持つ生態環境主管部門が管轄する。法律・行政法規に別段の定めがある場合、その規定に従う。

第 14 条（複数の部門が管轄権を有する場合）

2 つ以上の生態環境主管部門が管轄権を有する場合、最初に立件した生態環境主管部門が管轄する。管轄権をめぐる紛争が生じた場合、協議して解決しなければならないが、協議が不成立の場合は、共通の上級生態環境部門に報告して管轄権の指定を仰ぐ；又は、直接に共通の上級生態環境主管部門によって管轄権の指定をうける。

第 15 条（上級部門による管轄権の指定）

下級の生態環境主管部門が、その管轄する案件が重大で、処理又は処罰の実施が困難であると判断した場合、上級生態環境主管部門に報告して管轄の指定を仰ぐ。上級の生態環境主管部門が必要と判断した場合、下級の生態環境主管部門及び当事者に通知した上で、下級の生態環境主管部門の管轄している案件を直接管轄するか或いは管轄権を有する他の生態環境主管部門に管轄を指定することができる。上級の生態環境主管部門は、其の管轄する案件の管轄権を有する下級の生態環境主管部門に引き渡して、行政処罰を実施することができる。

第 16 条（管轄権の移管）

当該機関の管轄外の案件については、生態環境主管部門が、管轄権を有する生態環境主管部門に移管して処理しなければならない。移管された生態環境主管部門が管轄権に対して異議がある場合、共通の上級生態環境主管部門に報告して管轄の指定を受けなければならない、独断で再移管してはならない。

第 17 条（犯罪行為等生態環境部門の管轄外案件の移管）

生態環境主管部門が管轄外の案件を見つけた場合、関係する要件と期限に基づいて管轄権を有する機関に移管して処理しなければならない。法律違反の疑いがあり、法律に従って行

政拘留を行う必要のある違法行為の場合、生態環境主管部門は公安機関又は海上保安機構に移管しなければならない。違法行為に犯罪の疑いがある場合、生態環境主管部門は速やかに当該案件を司法機関に移管しなければならない。行政処罰を刑事処罰に代替することはできない。法律違反の疑いがあり、人民政府が事業停止又は閉鎖を命じなければならない案件については、生態環境主管部門が承認権を有する人民政府に報告しなければならない。

第 3 章 通常手順

第 1 節 立 件

第 18 条 (生態環境保護違反の疑い案件の立件期限)

法律に基づきその場で科した行政処罰を除き、生態環境主管部門は、生態環境保護に関する法律・法規・規則に違反する疑いに対して、予備審査を実施し且つ 15 日以内に立件するかどうかを決定しなければならない。特別な状況がある場合、本機関の責任者の承認を得て、15 日間延長することができる。但し、法律・法規に別途規定されている場合は除く。

第 19 条 (生態環境違反の立件該当条件)

審査の結果、以下の 4 項目の条件に当てはまる場合、立件する：

- (1) 生態環境保護に関する法律・法規・規則に違反する疑いがあることを証明する予備的証拠資料がある違法行為；
- (2) 法律に従って予備的行政処罰が科されるべきか、又はその可能性がある；
- (3) 本機関の管轄下にある；
- (4) 違法行為が《中華人民共和国行政処罰法》に定められた責任追及期限を超えていない；

第 20 条 (立件の取下げ)

すでに立件された案件に対して、新たな状況に基づくと本弁法第 19 条の立件条件を満たさないことが判明した場合、立件は取り下げられなければならない

第 2 節 証拠調査

第 21 条 (関係証拠の調査)

生態環境主管部門は、立件登録され生態環境に関する違法行為に対して、専任責任者を任命し、包括的・客観的・公正な調査を実施し、関係証拠を収集しなければならない。

第 22 条 (調査・証拠収集に対する支援依頼)

生態環境主管部門は、行政処罰案件を処理する際に、他の行政機関による調査・証拠収集の支援が必要な場合、当該機関に調査支援依頼書を送付し、支援を要請することができる。

生態環境主管部門は、行政処罰案件を処理する際に、他の生態環境主管部門による調査・証拠収集の支援が必要な場合、調査支援依頼書を送ることができる。調査支援依頼書を受け取った生態環境主管部門は、その機関の職権範囲に属する支援事項について、法に従って支援しなければならない。支援が不可能な場合、速やかに調査支援を要請した生態環境主管部門に書簡を送付し告知しなければならない。

第 23 条 (調査に於ける法執行証明書の提示)

法執行者が、調査又は検査を実施する場合、当事者又は関係者に対して法執行証明書を提示しなければならない。当事者又は関係者は、法執行者に法執行証明書の提示を求める権利を有する。法執行者が法執行証明書を提示しない場合、当事者又は関係者は調査又は検査を受けることを拒否する権利を有する。

当事者又は関係者は、質問に誠実に回答し、且つ調査又は検査に協力し、拒絶・妨害をしてはならず、検査を受ける際に嘘をついたり偽物を作ってはならない。質問や検査は、記録を作成しなければならない。

第 24 条（法執行者の調査に於ける権利）

法執行者は下記の措置を講じる権利を有する。

- (1) 関係場所に立入って、検査、実地調査、監視測定、録音、写真撮影、録画等を行うこと；
- (2) 当事者及び関係者に対する質問、関係事項の説明及び関係資料の提供を求めること；
- (3) 生産記録、汚染物質排出記録、及びその他の関係資料の閲覧調査及びコピーすること；
必要な場合、生態環境主管部門は秘密調査又はその他の方式の調査を採用することができる。調査及び検査の際に、監視測定等の技術者を組織して技術サポートを提供することができる。

第 25 条（法執行者の責任）

法執行者は下記の責任を負う：

- (1) 当事者の基本的状況、違反の事実、危害の結果、違反経緯等の状況に対して、包括的、客観的、速やか、公正に調査を実施する；
- (2) 法律に従って案件に関する証拠を収集し、暴力・脅迫・誘惑・欺瞞その他の違法な手段によって証拠を得てはならない；
- (3) 当事者に尋問する場合、法的権利を告知しなければならない；
- (4) 当事者・証人・その他の関係者の陳述・弁解を聴取し、誠実に記録する；

第 26 条（生態環境行政処罰に関する証拠）

生態環境的行政処罰の証拠として以下が含まれる。

- (1) 書面による証拠；
- (2) 物的証拠；
- (3) 視聴覚資料；
- (4) 電子データ；
- (5) 証人の証言；
- (6) 当事者の陳述；
- (7) 鑑定意見；
- (8) 現場検証記録、現場記録；

証拠は案件の事実を認定する根拠として使用する前に、真実であるか検証されなければならない。違法な手段で取得した証拠は、案件の事実を認定する根拠として使用してはならない。

第 27 条（他機関の資料の証拠としての使用）

生態環境主管部門が立件する前に、法に従って取得した証拠資料は、案件の証拠とすることができる。その他の機関が、法及び職権に従って、調査・収集した証拠資料は、案件の証

拠とすることができる。

第 28 条（立入検査の手順）

関係物品又は場所に対して検査（立入調査）を行う場合、検査（立入調査）記録を作成しなければならない。且つ実際状況に基づき録音・録画を行うことができる。

現場検査（立入検査）記録は、現場検査の開始・終了時刻、場所、法執行者の基本情報、当事者又は関係者の基本情報、法執行者の法執行証明書の提示、当事者又は関係者への拒否権申請及び調査協力義務の状況告知、現場検査状況等の情報、及び法執行者・当事者又は関係者の署名又は押印を明確に記載しなければならない。

当事者が立ち会わず、署名・押印を拒否した場合、法執行者は、現場検査（立入調査）記録に記載しなければならない。

第 29 条（現場でのサンプリング等）

生態環境主管部門が現場検査を行っている際に、関係技術規範に基づいて現場でのサンプリング、監察測定（検測）データの取得を要求することができ、案件の事実証拠として認定できる。

法執行者は、サンプリング状況を現場検査（立入調査）記録に記入しなければならない。サンプリング状況を写真撮影・ビデオ記録をすることができる。生態環境主管部門が監察測定（検測）報告又は鑑定意見を取得した後、監察測定（検測）、鑑定結果を当事者に告知しなければならない。

第 30 条（排出汚染物質の自動監視データ）

汚染物質を排出する組織体は、法に従って自動監視データの信頼性と正確性について責任を負い、改竄・偽造をしてはならない。自動監視データのマーク付け規則（标记規則）を実行している業界の汚染物質排出組織体は、国务院生態環境主管部門の規定に基づいてデータにマークを付けなければならない。マークされた自動監視データは、事件の事実を判断するための証拠として認定できる。

同一期間の現場監視（検査）データが自動監視データと一致せず、現場監視（検査）が法定の監視基準及び監視方法に適合している場合、現場監視（検査）データは、案件の事実を判断するための証拠として認定できる。

第 31 条（電子技術監視制御設備の利用）

生態環境主管部門は法律、行政法規の規定に基づき、電子技術監視制御設備を利用して違法事実を収集・確定する場合、《中華人民共和国行政処罰法》の関連規定に基づいて実施する。

第 32 条（証拠等の保存措置）

証拠が紛失、又は以後の取得が困難になる可能性がある状況下では、生態環境主管部門の責任者の承認を得た後、法執行者は違法行為の疑いのある関係証拠を、事前に登録し保存措置を講じることができる。

状況が緊急な場合、法執行者が現場で事前登録及び保存措置を講じる必要がある場合、インスタントメッセージングを使用して生態環境主管部門の責任者に報告・申請し、承認を得ることができ、実施後 24 時間以内に承認手続きを完了する。

事前に登録して関係証拠を保存する場合、現場で点検し、リストを開示し、当事者及び法執行者によって署名又は押印しなければならない。事前登録保存期間中、当事者又は関係者は証拠を毀損、破棄、移転してはならない。

第 33 条（保存した証拠に対する措置）

事前登録し保存した証拠に対して、7 日以内に以下の措置を講じなければならない：

- (1) 状況に応じて、録音する、コピーする、写真を撮影する、ビデオ録画する等の証拠保全措置を速やかに講じる；
- (2) 鑑定が必要な場合、鑑定に出す；
- (3) 関係法律・法規の規定に基づき、差押・押収ができる場合、差押・押収を決定する；
- (4) 違法事実が認定されない場合、又は違法事実が認定されても法律に従って差押・押収・没収すべきではない場合、事前登録・保全措置の解除の決定を行う。

7 日以内に処理の決定がなされない場合、事前登録・保全措置は自動的に解除される。

第 34 条（差押等の行政強制措置）

生態環境担当部門が差押・押収等の行政強制措置を実施する場合、法律・規定に明確な規定があり、《中华人民共和国行政强制法》及び関係規定に基づいて実施しなければならない。

第 35 条（調査中断する場合の要件）

下記の状況に該当する場合、生態環境主管部門の責任者の承認を得て、案件の調査を中断する：

- (1) 行政処分の決定は、関連案件の判決結果又は他の行政決定に基づいて行われるべきであるのに、関連案件がまだ未結審又は他の行政決定が未裁定の場合；
- (2) 法律の適用等に問題があり、権限を有する機関に解釈や確認を求める必要がある場合；
- (3) 不可抗力により、案件を一時的に調査できない場合；
- (4) 当事者の所在が不明である為、案件を一時的に調査することができない場合；
- (5) その他、調査を中止すべき場合；

捜査中断の理由が解消した後、直ちに案件の調査を再開しなければならない。

第 36 条（調査継続不可能による調査終了）

下記の何れかの状況に該当して案件の調査継続が不可能な場合、生態環境主管部門の責任者の承認を得て、調査を終了する：

- (1) 法律違反の嫌疑のある国民が死亡した場合；
- (2) 法律違反の嫌疑のある法人、その他組織の業務が終了し、法人又は其の他組織の権利・義務を継承することができない場合；
- (3) その他、法に従って調査を終了すべき場合；

第 37 条（その他の調査終了要件）

下記の何れかの状況の場合、調査を終了する：

- (1) 違法事実が明らかで、法的手続きが完了し、証拠が十分な場合；
- (2) 違法事実が立証されない場合；
- (3) その他、法に従って調査を終了すべき場合；

第 38 条（調査終了による調査報告書の作成）

調査が終了した場合、案件の調査員は調査報告書を作成し、判明した違法行為の事実と証拠、予備的な処理意見を提出し、案件を審査に送付しなければならない。当該案件の調査員は、当該案件の審査員となることはできない。

第3節 案件審査

第39条（案件の審査項目）

案件審査の主な内容は次の通り：

- (1) 本機関に管轄権があるかどうか；
- (2) 違法事実が明らかかどうか；
- (3) 証拠が合法的且つ十分であるかどうか；
- (4) 捜査及び証拠収集が法的手続きに適合しているか；
- (5) 行政処罰の責任追及期限を過ぎているかどうか；
- (6) 法律・法規・規則は正確に適用されているか、裁量基準の運用は適切か；

第40条（審査員による案件の差し戻し）

違法事実が不明確、証拠が不十分、又は調査手続きが違法な場合、審査員は、補足の調査・証拠収集又は再調査・証拠収集の為に調査員に差し戻ししなければならない。

第41条（行政処罰に対する裁量権行使の要件）

生態環境行政処罰の裁量権の行使は、立法目的に適合し、且つ、下記の状況を総合的に考慮しなければならない：

- (1) 違法行為が引き起こした環境汚染、生態破壊、社会的影響；
- (2) 当事者の主観的過失の程度；
- (3) 違法行為の具体的な方法又は手段；
- (4) 違法行為の継続期間；
- (5) 違法行為が危害を及ぼした具体的対象；
- (6) 当事者は、初めて法に違反したか、又は再度違反したのか；
- (7) 当事者の違法行為を是正する態度、及び講じた是正措置及びその効果；

類似の不法行為の状況が同一又は類似し、社会的危害の程度が同等である場合、行政処罰の種類と範囲も同等なものでなければならない。

第42条（違法行為が軽微である等の場合）

違法行為が軽微で速やかに是正され、生態環境に危害を及ぼさない場合、行政処罰は課さない。初めての法律違反であり且つ生態環境の危害が軽微且つ速やかに是正された場合、行政処罰を課さない場合がある。

当事者に主観的過失がないことを証明する十分な証拠がある場合、行政処罰を課さない。法律・行政法規に別段の規定がある場合、其の規定に従う。当事者の違法行為に対して法に従って行政処罰を課さない場合、生態環境主管部門は当事者に対して教育を行わなければならない。

第43条（行政処罰を軽減する場合の要件）

当事者が下記の何れかの状況に該当する場合、より軽い、又は軽減された行政処罰を与え

なければならない：

- (1) 自発的に、生態環境違法行為による有害な結果を排除又は軽減した場合；
- (2) 他者により、生態環境違法行為を強要されたか又は騙されていた場合；
- (3) 自発的に、生態環境主管部門が把握していない生態環境違反行為を告白した場合；
- (4) 生態環境主管部門と協力して生態環境違法行為を調査・対処し、功績を残した場合；
- (5) 法律・法規・規則が行政処罰を軽くする又は減輕しなければならないと定めている其の他の場合；

第 4 節 通知及び聴聞

第 44 条（行政処罰決定前に於ける当事者への通知）

生態環境主管部門が行政処罰を決定する前に、当事者に行政処罰案の内容・事実・理由・根拠、法に基づく陳述・弁明・聴聞要求等の当事者の権利を通知しなければならない。当事者は、通知書を受け取ってから 5 日以内に陳述・弁明を行わなければならない；当事者に法に従った通知を行わなかった場合、又は当事者の陳述・弁明の聴取を拒否した場合、当事者が陳述・弁明の権利を明確に放棄する場合を除き、行政処罰の決定を下すことはできない。

第 45 条（当事者による陳述、弁明）

当事者が陳述・弁明を行う場合、生態環境主管部門は当事者の意見を十分に聞き、当事者の陳述・弁明を案件資料に含めなければならない。当事者が提出した事実・理由・証拠に対して再検討しなければならない。当事者が提出した事実・理由・証拠が確認された場合、それらは採用されなければならない；不採用の場合はその理由を説明しなければならない。

当事者の陳述・弁明を理由に、更に重い処罰を課してはならない。

第 46 条（聴聞会の開催に至る要件）

下記の行政処罰の決定を下す際に、当事者が聴聞を要求した場合、生態環境主管部門は、聴聞会を開催しなければならない；

- (1) 比較的多額の罰金；
- (2) 比較的多額の違法所得の没収、比較的高額な違法財産の没収；
- (3) 許可証の一時停止、資格等級の引き下げ、許可証の取消し、行政許可申請の一定期間内での停止；
- (4) 生産・事業活動の展開制限、是正の為の生産停止命令、生産・事業の停止命令、閉鎖命令、就業制限、就業禁止；
- (5) その他の比較的重い行政処罰；
- (6) 法律・法規・規則で定める場合；

当事者は聴聞会の開催費用を負担しない。

第 47 条（聴聞会開催の手順 9）

聴聞会は下記の手順に従って開催しなければならない。

- (1) 当事者が聴聞会を要求する場合、生態環境主管部門の通知後 5 日以内に提出しなければならない；
- (2) 生態環境主管部門は、公聴会の開催 7 日前に、当事者及び関係者に公聴会の時間・場所

を通知しなければならない；

- (3) 国家秘密、商業秘密又は法に依って秘密とされる個人情報に関わるものを除き、聴聞会で公開される；
- (4) 聴聞会は、生態環境主管部門が指名した本案件に関わらない調査員が主宰する；当事者が、主宰者が本案件と直接の利害関係があると認めた場合、回避申請する権利を有する；
- (5) 当事者は自ら聴聞会に出席することも、1 人又は 2 人の代理人に委任することもできる；
- (6) 当事者及び其の代理人は、正当な理由なく聴聞会への出席を拒否したり、許可なく聴聞会から途中退出した場合、聴聞の権利を放棄したものとみなし、生態環境主管部門は聴聞会を終了する；
- (7) 聴聞を行う時は、調査員は当事者の違法事実・証拠・行政処罰案を提出し、当事者は弁明と反対尋問を行う；
- (8) 聴聞は記録を作成しなければならない。記録は、当事者又は其の代理人に公布し、誤りがないことを確認した後、署名又は押印しなければならない。当事者又は其の代理人が署名又は押印を拒否した場合、主催者は記録書に注記しなければならない。

第 48 条（聴聞会後の対応）

聴聞会の後、生態環境主管部門は聴聞会の記録に基づき、本弁法第 53 条の規定に従って決定を下さなければならない。

第 5 節 法的審査及び集団審議

第 49 条（行政処罰決定前の法的審査）

以下の何れかに当てはまる場合、生態環境主管部門の責任者は行政処罰を決定する前に、生態環境主管部門の責任で、重大法執行決定の法的審査を担当する機関又は法的審査担当者による審査を受けなければならない；法的審査を経ない、又は審査を通過しない場合、決定を下してはならない。

- (1) 重大な公共利益に関係する場合；
- (2) 当事者又は第三者の重大な権益に直接関係し、聴聞手続きを経た場合；
- (3) 案件の状況が複雑で難しく、多数の法律が関与している場合；
- (4) 法律・法規の規定が法的審査を行わなければならないその他の状況の場合。

市級以上で設置されている生態環境主管部門は、実情に基づき、法に従って法的審査の対象となる案件の範囲を具体的に規定することができる。初めて行政処罰を決定する法的審査に従事する職員は、国家統一法律職業資格試験によって法律職業資格を取得しなければならない。

第 50 条（法的審査の内容）

法的審査の内容は以下のものを含む：

- (1) 行政法執行の主体が合法であるかどうか、法執行機関の法定権限を超えているかどうか；
- (2) 行政法執行者は法執行資格を有しているか；
- (3) 行政法執行手続きは合法であるかどうか；
- (4) 案件の事実が明確であるかどうか、証拠が合法且つ十分であるかどうか；

- (5) 適用する法律、法規、規定は適確かどうか、裁量基準の運用は適切かどうか；
- (6) 行政法執行文書は完全であり、標準化されているかどうか；
- (7) 違法行為は犯罪の疑いがあり、司法機関に移送する必要があるかどうか；

第 51 条（法的審査の実施手順）

法的審査は書面審査を主として行う。状況が複雑な案件、比較的大きな法的争議を伴う案件の場合、生態環境主管部門は座談会や専門家による討論会を開催して審査を行うことができる。生態環境主管部門が法的審査を行う場合、関連分野の専門家や法律顧問に依頼して書面による意見を提出することができる。提案された処罰決定に対して法的審査をした後、様々な状況に応じて、書面形式で下記の様な意見内容を提出しなければならない：

- (1) 主要な事実が明確であり、証拠が十分であり、手続が合法であり、内容が適切であり、明白な法的リスクが認められない場合、同意の意見を提出する；
- (2) 主要な事実が不明瞭であり、証拠が不十分であり、手続が不当又は適用根拠が不十分であり、明らかな法的リスクがあるが、しかし改善または完成させることができる場合、存在する問題点を指摘し、併せて改善又は完成の為の提案を行う；
- (3) 明らかな法的リスクがあり、且つ改善又は完成が困難な場合、存在する問題点を指摘し、不同意の審査意見を提出する。

第 52 条（重大な違反行為等に対する集団審議）

状況が複雑である又は重大な違法行為に対して行政処罰を課す場合、処罰の決定を行う生態環境主管部門の責任者は、集団で審議して決定しなければならない。

下記の状況に該当するものが、状況が複雑又は重大な違法行為に属する行政処罰案件です：

- (1) 状況は複雑で難しく、多数の法律が関与している場合；
- (2) 50 万円を超える罰金、違法所得の没収、違法財産の没収が、提案された場合；
- (3) 許可証の取消し、行政許可申請の一定期間内の停止が提案されている場合；
- (4) 是正の為の生産停止命令、生産停止・事業停止命令、閉鎖命令、就業制限、就業禁止が提案されている場合；
- (5) 生態環境主管部門の責任者が集団審議に付すべきと判断した其の他の案件。

集団審議の状況は記録しなければならない。ローカルな法規、地方政府の規則に別の規定がある場合には、其の規定に従う。

第 6 節 決 定

第 53 条（行政処罰の決定）

生態環境主管部門の責任者は審査を経た後、様々な状況に応じて、以下の決定を下す：

- (1) 行政処罰を受ける違法行為が確定している場合、経緯の軽重と具体的状況に基づき、行政処罰の決定を下す；
- (2) 違法行為が軽微で、法により行政処罰が免除される場合、行政処罰を課さない；
- (3) 違法の事実が立証できない場合、行政処罰を課さない；
- (4) 違法行為が犯罪の疑いがある場合、司法機関に移送する。

第 54 条（犯罪嫌疑のある案件の司法機関への移送）

生態環境主管部門が、司法機関に対して生態環境犯罪の疑いのある案件を移送する前に、既に法令に基づき、警告、生産停止・事業停止命令、許可証の一時停止又は取消し等の行政処罰が決定している場合、執行を停止しない。

犯罪の疑いのある案件の移送処理期間は、行政処罰の期間に算入しない。

第 55 条（行政処罰決定書の作成）

行政処罰を科すことを決定した場合、行政処罰決定書を作成しなければならない。

同一当事者による 2 つ以上の環境違法行為に対して、行政処罰決定書を個別に作成することもでき、同じ行政処罰決定書に含めることもできる。

本弁法第 53 条第 2 号の規定に該当し、行政処罰を科さないと決定した場合、行政処罰を科さない旨の決定書を作成しなければならない。

第 56 条（行政処罰決定書の内容）

行政処分決定書は以下の内容を明記しなければならない：

- (1) 当事者の氏名又は名称、住民身分証書番号又は統一社会信用コード、住所又は所在地、法定代理人（責任者）の氏名等の当事者の基本情報；
- (2) 違反した法律・法規・規則の事実及び証拠；
- (3) 当事者の陳述・弁明の受理状況及び理由；聴聞条件が満たされている場合、聴聞状況も明記する；
- (4) 行政処罰の種類及び根拠、並びに行政処罰裁量基準の適用理由及び根拠；
- (5) 行政処罰の履行方法及び期限；
- (6) 行政処罰の決定を不服とする行政不服審査の申請、行政訴訟の提起の経路及び期限；
- (7) 行政処罰を決定した生態環境主管部門の名称及び決定日の記入、押印；

第 57 条（行政処罰決定の期限）

生態環境主管部門は、立件日から 90 日以内に処理の決定を行わなければならない。案件の複雑性その他の理由により、規定期限内に処理の決定ができない場合、生態環境主管部門の責任者の承認を経て、30 日間延長することができる。案件が特に複雑である又は其の他の特殊事情があり、延長しても処理の決定ができない場合、生態環境主管部門の責任者は、延長を継続するか否かを集団審議し、延長の継続を決定した場合、延長期間は 30 日を超えてはならない。

案件処理の過程に於ける、中止・聴聞・公告・監視測定（検測）・評価・鑑定・認定・送付等の時間は、前項の案件処理期間には含めない。

第 58 条（行政処罰決定書の当事者への公布）

行政処罰決定書は、告知後その場で当事者に公布する；当事者が不在の場合、7 日以内に行政処罰決定書を当事者に送達しなければならない。

生態環境主管部門は、必要に応じて、行政処罰決定書のコピーを案件に関係する組織及び個人に送達することができる。

第 59 条（法執行文書の送達手段）

生態環境主管部門が法執行文書を送達する際、直接送達、留置き送達、委託送達、郵便送達、電子送達、転送送達、公告送達等の法律で規定されている方法を採用することができる。

行政処罰文書の送達は、送達証書を使用し且つ記録しなければならない。

第 60 条 (FAX 等による法執行文書の送達)

当事者が同意して確認書に署名した場合、生態環境主管部門は、FAX、電子メール、モバイル通信等の受信を確認できる電子的方法で法執行文書を送達することができ、且つ、写真・スクリーンショット・音声録音・ビデオ録画等の方法で記録する。

FAX、電子メール、モバイル通信等が当事者の特定システムに到達した日を、送達日とする。

第七節 情報公開

第 61 条 (決定した生態環境行政処罰の公開)

生態環境主管部門は、法律に従って生態環境行政処罰に関する決定を公開しなければならない。

第 62 条 (生態環境行政処罰決定に関する情報の開示)

生態環境主管部門は、法律に従い決定した生態環境行政処罰に関する以下の情報を開示する。

- (1) 行政処罰決定書の文書番号；
- (2) 処罰された国民の氏名、処罰された法人又は其の他組織の名称及び統一社会信用コード、法定代表者（責任者）の氏名；
- (3) 主要な違法事実；
- (4) 行政処罰の結果と根拠；
- (5) 行政処罰を決定した生態環境主管部門の名称及び決定日；

第 63 条 (国家機密情報等の非公開)

国家秘密又は法律・行政法規により公開が禁止されている情報、及び公開後に国家の安全・公共安全・経済安全・社会安定を脅かす恐れのある行政処罰決定情報は、公開しない。

第 64 条 (行政処罰公開に於ける非公開情報)

決定した行政処罰を公開する場合、以下の情報は非公開とする。

- (1) 国民の顔写真、住民身分証番号、家庭住所、連絡方法、生年月日、銀行口座番号、健康状態、財産状況等の個人プライバシー情報；
- (2) 本弁法第 62 条第 2 号に規定する以外の国民の氏名、法人又は其の他組織の名称及び統一社会信用コード、法定代表者（責任者）の氏名；
- (3) 法人又は其の他組織の銀行口座番号。
- (4) 未成年者の氏名及び其の他本人を特定できる個人情報；
- (5) 当事者の生産方法、プロセスフロー、売買価格及び顧客名称等の営業秘密に係る情報；
- (6) 法律・法規で規定しているその他の秘匿すべき情報；

第 65 条 (環境行政処罰の公開日)

決定した生態環境行政処罰は、決定日から 7 日以内に公開しなければならない。法律・行政法規に別段の定めがある場合、其の規定に従う。

第 66 条 (行政処罰の変更等による情報撤回)

公開した決定した行政処罰が法律に基づき変更、取消し、又は違法又は無効と確認された場合、生態環境主管部門は 3 日以内に決定した行政処罰の情報を撤回し、且つその理由を公

開し説明しなければならない。

第4章 簡易手順

第67条（簡易手順の適用条件）

違法事実が決定的であり且つ法的根拠があるため、国民に対して200元以下の罰金を科す場合、法人又はその他組織に対して3,000元以下の罰金又は警告の行政処罰を科す場合、簡易手順を適用して、その場で行政処罰の決定を下すことができる。法律に別段の規定がある場合、其の規定に従う。

第68条（その場で行政処分を決定する際の、簡易手順）

行政処罰をその場で決定する際には、下記の簡易手順を遵守しなければならない。

- (1) 法執行者は、当事者に対して有効な法執行証明書を提示しなければならない；
- (2) 当事者の違法事実を現場で究明し、法律に従って証拠を収集する；
- (3) 違法の事実、推定される行政処罰の種類と根拠、罰金の金額、時期、場所を当事者に説明し、陳述と弁明の権利を当事者に告知する。
- (4) 当事者の陳述と弁明を聴取する。当事者によって提出された事実、理由、又は証拠が確認された場合、採用しなければならない。
- (5) 所定の書式書に記入され、番号が付与され、生態環境主管部門の印が押された行政処罰決定書に、法執行者が署名又は押印し、行政罰決定をその場で当事者に交付する；当事者が受領署名を拒否した場合、その旨を行政罰決定に注記する；
- (6) その場で下された行政処罰の決定に不服な場合、法律に従って行政不服審査の申請、行政訴訟の提起ができることを、当事者に対して通知する。併せて、行政不服審査の申請や行政訴訟の提起の経路や期限もお知らせします。

上記のプロセスは記録を作成しなければならない。

法執行者がその場で下した行政処罰の決定は、決定日から3日以内に生態環境主管部門に報告し、記録する。

第5章 執行

第69条（当事者による期限内での処罰履行）

当事者は、行政処罰決定書に記載された期限内に、決定された処罰を履行しなければならない。行政不服審査の請求又は行政訴訟が提起された場合、決定された行政処罰の執行は、法律に別段の規定がある場合を除き、停止されない。

第70条（期限内に罰金を納めなかった場合）

当事者が期限内に罰金を納めなかった場合、行政処罰を決定した生態環境主管部門は、日率で罰金額の3%の追加罰金を科すことができる。追加罰金額は罰金額を超えてはならない。

第71条（行政処罰の強制執行申請）

当事者が法定期限内に行政不服審査の申請又は行政訴訟の提起をしない、又は決定された

行政処罰を履行しない場合、処罰決定を下した生態環境主管部門は、期限切れの日から3ヶ月以内に法に従い人民法院に強制執行を申請することができる。

第72条（強制執行前の義務履行の督促）

追加罰金の強制執行の決定を下す前、又は人民法院に強制執行を申請する前に、生態環境主管部門は、法に従って当事者に義務の履行を促さなければならない。

第73条（当事者による事業分割等の場合の義務継承者）

当事者が違法行為を行い、罰金、違法所得や不法財産の没収等の処罰を受けた後、事業分割、合併又は其の他の資産再編等が行われた場合、当事者の権利・義務を継承した法人・其の他組織が被執行対象者となる。

第74条（罰金納付の延期申請）

実際に経済的困難があり、罰金納付を延期又は分割支払の必要がある場合、当事者は行政処罰決定書に指定されている支払期間が満了する前に、行政処罰の決定を行った生態環境主管部門に延期又は分割支払いを書面により申請を提出しなければならない。

当事者の罰金納付の延期又は分割支払いが承認された場合、罰金納付の延期（分割）の同意通知書を作成し、当事者及び罰金徴収機関に送達する。

生態環境主管部門が罰金納付の延期、分納を承認した場合、罰金納付の延期又は分納の期間が終了した日から計算した人民法院の強制執行の期限を申請する。

第75条（没収財産の処理）

法律に従って没収された違法財産は、国家规定に基づいて処理する。

物品の廃棄は、関連国家规定に従って処理しなければならない； 規定がない場合、生態環境主管部門の責任者の承認を得て、2人以上の法執行者が廃棄を監督し、廃棄記録を作成する。

処理物品はリストを作成しなければならない。

第76条（罰金等の国庫への納付）

罰金、没収した違法所得又は没収した違法財産の競売収益は、全て国庫に納付しなければならないが、如何なる事業組織体又は個人も如何なる形式であっても、保留したり、受取ったり、間接的に受取ったりしてはならない。

罰金、没収した違法所得又は没収した違法財産の競売収益は、行政処罰の決定を行った生態環境主管部門及び其の職員の査定、評価に直接的又は間接的に関連付させてはならない。

第6章 終結と記録保存

第77条（案件終結の条件）

下記の何れかの状況の場合、法執行者は案件終結承認表を作成し、生態環境主管部門の責任者の承認を得て、案件を終結しなければならない：

- (1) 是正命令及び行政処罰決定が、当事者により完了した場合；
- (2) 生態環境主管部門が法に基づき人民法院に行政罰決定の強制執行を申請し、人民法院が法に基づき受理した場合；

- (3) 行政処罰の執行等を科す必要がない場合；
- (4) 本弁法第 36 条の規定に従って案件調査が終了した場合；
- (5) 本弁法第 17 条の規定に従って案件の移送が完了し、且つ生態環境主管部門が法に基づいて行政処罰の決定を行う必要がない場合；
- (6) 行政処分の決定が法に従って取消された場合；
- (7) 生態環境主管部門が案件を終結することが可能であると判断したその他の状況。

第 78 条（終結案件の資料保管）

結審した行政処罰案件は、下記の要件に従って案件資料を整理保管しなければならない：

- (1) 1 案件につき 1 ファイル、ファイルは正本と副本に分けることができる；
- (2) 各種書類を全部揃へ、手続きが完了している；
- (3) 書類に署名ペン、万年筆で署名するか又は押印する；
- (4) 案件ファイルの製本は、秩序正しく標準化し、記録要件適合しなければならない。

第 79 条（終結案件資料のファイリング）

正本は以下の順序で製本する：

- (1) 行政処分決定書および送達受領書；
- (2) 立件及び承認資料；
- (3) 調査取調及び証拠資料；
- (4) 行政処罰事前予告書、聴聞告知書、聴聞通知書等の、法的文書並びに送達受領書；
- (5) 聴聞記録；
- (6) 財産処理資料；
- (7) 執行資料；
- (8) 案件結審資料；
- (9) その他の関連資料。

副本は以下の順序で製本する：

- (1) 提訴、上訴、通報等の事案を提起した資料；
- (2) 当事者に関する商業秘密資料；
- (3) 聴聞報告書。
- (4) 審査意見；
- (5) 法的審査資料及び集団討論記録；。
- (6) その他の関連資料。

第 80 条（資料ファイリング後の変更等の禁止）

案件ファイルを整理保存した後は、如何なる組織・個人も案件ファイル資料を変更・追加・抜取することはできない。案件ファイルの保管及び検査は、書類管理に関する関連規定に従って実行する。

第 81 条（行政処罰案件の統計システム）

生態環境主管部門は行政処罰案件の統計システムを確立し、生態環境部の関連する環境統計の規定に従い、其の行政区域に於ける行政処罰の状況を、上級の生態環境主管部門に対して報告する。

第7章 監督

第82条（上級部門による下級部門の監督）

上級の生態環境主管部門は、下級の生態環境主管部門の行政処罰執行状況を監督・検査する責任を負う。

第83条（行政処罰の報告制度）

生態環境主管部門は行政処罰の報告制度を確立する。

下級の生態環境主管部門は、上級の生態環境主管部門が監督処理した処罰案件に対して、案件終結後 20 日以内に、1 つ上級の生態環境主管部門に報告しなければならない。

第84条（行政処罰実施に於ける社会的監督）

生態環境主管部門が行政処罰を実施する際、社会的監督を受けなければならない。国民、法人、又は其の他組織は、生態環境主管部門が行う行政処罰行為に対して、控訴又は告発する権利を有する； 生態環境主管部門は慎重に審査し、誤りを見つけた場合、自発的に修正しなければならない。

第85条（行政処罰決定に於ける表現ミス等がある場合の処理）

生態環境主管部門が行政処罰決定に表現ミス、事務的ミス、計算ミス、及び行政処罰決定書内容の一部が欠落しているなどの状況を見つけたが、但し国民・法人・其の他組織の合法的な権益を損なっていない場合、補正又は訂正しなければならない。

補正又は訂正は、書面による決定の形で速やかに行わなければならない。

第86条（行政処罰が不当等である場合）

生態環境主管部門が控訴や告発の受理を通じて、又は記録・審査等の途中に於いて、下級の生態環境主管部門の行政処罰決定が違法又は明らかに不当であると判断した場合、其の是正を促さなければならない。

法に従って行政処罰を科すべきであるが、関連する生態環境主管部門が行政処罰を科さない場合、処罰権限を持つ上級の環境環境主管部門が直接行政処罰の決定を下すことができる。

第87条（行政処罰業務の改善）

生態環境主管部門は、案件の評価・調査又は其の他の方法での評議を通じて、行政処罰業務の査定、行政処罰の監督・検査の強化、行政処罰実施の標準化と保証をすることができる。

行政処罰業務に於いて顕著な功績を上げた組織と個人に対して、国家又は地方の関連規定に従って表彰及び報奨することができる。

第8章 附則

第88条（違法所得の定義）

法に従って返還されるべき場合を除き、当事者が違法な所得を得た場合、没収を科さなければならない。違法所得とは、違法行為の実行により得た金銭のことを指す。

法律、行政法規が違法所得の計算について別途規定している場合、其の規定に従う。

第 89 条（比較的多額、比較的高額の定義）

本弁法第 46 条で述べている“比較的多額”“比較的高額”とは、国民の場合は 5,000 人民元以上（又は同等の価値のある物品）、法人又は其の他組織の場合は 20 万人民元（又は同等の価値のある物品）を指す。

地方に於ける法規、地方政府の規則が“比較的多額”“比較的高額”について別途規定している場合、その規定に従う。

第 90 条（日数の定義）

本弁法に於ける“3 日”、“5 日”、“7 日”の規定は、法定休日を除く労働日を指す。期間の開始日は、算入しない。期間満了日が休日の場合、休日明けの初日が期間満了日となる。この期間には途中時間は含めず、行政処罰文書が有効期限内に投函された場合、有効期間内とみなす。

第 91 条（本弁法に規定されていない事項）

本弁法に規定されていないその他の事項は、《中华人民共和国行政処罰法》《中华人民共和国行政強制法》等の関連法律、法規及び規則の規定を適用する。

第 92 条（施行日）

本弁法は、2023 年 7 月 1 日から施行する。旧環境保部が公布した《環境行政処罰弁法》（環境保護部令第 8 号）は同時に廃止する。

解读：1. [生态环境部生态环境执法局有关负责人就《生态环境行政处罚办法》答记者问](#)

2. [一图读懂《生态环境行政处罚办法》](#)